

令和8年度（2026年度）阿蘇世界文化遺産学術委員会保存管理専門部会運営補助及び景観保全策検討に伴う景観計画分析業務委託実施要領

1 目 的

県と阿蘇郡市7市町村では、平成21年度（2009年度）から「阿蘇」の世界文化遺産登録推進のため、阿蘇世界文化遺産登録推進協議会を立ち上げ、阿蘇地域の景観保全に取り組んでいる。

これまで「阿蘇」の世界文化遺産としての価値を享受・保存管理するための視点場を検討し、視点場及び視点場からの可視領域図や、阿蘇地域の法規制等の可視化した地図（GIS地図）の作成や開発案件に対する将来的な遺産影響評価（HIA）に準じた対応の分析・整理を進めた。

しかしながら、実際の開発案件に対処するための景観条例及び景観計画は阿蘇郡市内で規制に差異がある他、世界文化遺産登録を見据えた制度検討などは進められていない。そこで、すでに世界文化遺産として登録された自治体の景観条例及び景観計画（特に平成12年以降に登録された事例）における規制内容や運用実績を詳細に分析し、阿蘇地域の現行条例の整理及び不足点の洗い出しを行う。

また、阿蘇世界文化遺産登録推進協議会では、阿蘇世界文化遺産学術委員会保存管理専門部会（以下、「専門部会」という。）を運営し、上記景観保全策について学術的に検討を実施しているので、専門部会に調査内容等を報告するとともに、運営補助を実施する。

2 委託業務の概要

（1）業務の名称

令和8年度（2026年度）阿蘇世界文化遺産学術委員会保存管理専門部会運営補助及び景観保全策検討に伴う景観計画分析業務委託

（2）業務の内容

別添【令和8年度（2026年度）阿蘇世界文化遺産学術委員会保存管理専門部会運営補助及び景観保全策検討に伴う景観計画分析業務委託仕様書】のとおり。

なお、この仕様書は、業務委託に係る最低限の仕様を示したものである。

（3）委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月29日（月）まで

3 企画提案内容

別添【令和8年度（2026年度）阿蘇世界文化遺産学術委員会保存管理専門部会運営補助及び景観保全策検討に伴う景観計画分析業務委託基本仕様書】のとおり。

4 委託料

9,500,000円を上限とする。

（上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。また、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、上記の金額と必ずしも一致しない。）

5 受託者の要件

次に掲げる要件を満たす法人等

- (1) 民間企業、シルバー人材センター、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ①民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続き開始の申立をされた者。
 - ②会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立をされた者。
 - ③県から指名停止の処分を受けている者。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者。
- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下でないこと。
- (7) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤及び人員体制を有していること。
- (8) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通知が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。

6 受託者の選定方法

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

応募書類とプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案を行った者を受託候補者とする。なお、1者しか応募がなかった場合は、企画提案が基準点を上回れば、受託候補者とする。

(2) 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、熊本県会計規則第95条第1項第1号の規定により単独見積とする。本契約は公募型プロポーザル方式で実施するものであり、審査結果により契約の相手方が特定されるため、単独見積とする。

7 公募式プロポーザル方式への参加表明

参加を希望する者は、令和8年（2026年）9月15日（火）17時までにプロポーザル参加表明書（様式1）を提出することとする。

なお、提案書の提出及びプレゼンテーションへの出席が無い者については、辞退したものとみなす。

①プロポーザル参加表明書（様式1）

②定款又は寄附行為（協議会等においては規約もしくはそれに付随するもの） 1部

③登記簿（法人格を有しない場合は目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類） 1部

④直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類 1部

⑤納税証明書（写し可、提出前3か月以内に発行されたもの）

- ・消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 各1部
- ・県税に未納がないことの証明書

熊本県内に本店又は支店等がある場合は各広域本部、各地域振興局又は県自動車税事務所のいずれかで発行する熊本県税（全般）について未納がない旨の証明書。

熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がない旨の証明書。「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人住民税及び法人事業税、地方法人特別税について直近の事業年度分の納税証明書。

※ただし、熊本県の業務委託契約等入札参加資格者名簿に登録されている者は②～⑤は省略可

8 質問と回答

- （1）受付期間は、令和8年（2026年）9月15日（火）17時までとし、質問票（様式5）に記入の上、メールにより行う。送信後、電話にて着信の確認を行うこと。
- （2）質問のあった事項については、参加表明書を提出した事業者全員にメールにて回答する。

9 企画提案書等の提出

（1）提出書類

- | | |
|-----------------------|----|
| ① プロポーザル方式参加申込書（様式2） | 1部 |
| ② プロポーザル提案説明書（様式3） | 4部 |
| ③ プロポーザル提案書（様式自由） | 4部 |
| ④ 工程表（様式自由） | 4部 |
| ⑤ 提案事業に係る参考見積書 | 4部 |
| ⑥ 誓約書（様式4） | 1部 |
| ⑦ 提出者の概要（会社概要等）がわかる資料 | 1部 |
| ⑧ 事業者の取組に関する申出書 | 1部 |

正本1部
副本3部

（2）提出期限

令和8年（2026年）9月29日（火）17時必着

※持参又は郵送のこと。（持参の場合は土日祝日を除く。）

（3）提出先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県企画振興部地域振興・世界遺産推進局

阿蘇草原再生・世界遺産推進課（行政棟本館6階）

（4）注意事項

提出書類は、A4版とする。

10 プロポーザル審査会の日程

令和8年（2026年）10月1日（木）熊本県庁にて実施予定

※場所・時間については改めて別途連絡いたします。（プレゼン時間は30分程度）
※本県における熊本地震災害等への復旧・復興対応の状況、またはその他不測の事態（災害や感染症の流行等）への対応に伴い、県庁舎等での対面審査が困難であると本県が判断した場合は、審査会をWeb会議システムによるオンライン形式により実施する場合があります。

1.1 企画提案書の提出者が多数の場合の対応について（第1次審査の実施）

- （1）本公募型プロポーザルへの参加申込及び企画提案書の提出が6事業者以上であった場合は、事前に「第1次審査（書面審査）」を行います。
- （2）第1次審査においては、提出された企画提案書等の書類に基づき、書面による採点（書面審査）を行います。
- （3）第1次審査の結果、評価点数の高い上位5事業者（以下「第2次審査対象者」という）を選定し、選定された事業者に対してのみ、プレゼンテーション及びヒアリング（第2次審査）への参加を認めます。
- （4）第1次審査の結果は、すべての提案事業者に対して文書により通知します。なお、第1次審査における評価点数は第2次審査（最終審査）の点数に合算しないものとします。

1.2 失格要件

次の場合は失格とする。

- （1）本公募式プロポーザルに関する条件、指示事項に違反した場合
- （2）期限までに企画提案書を提出しなかったもの

1.3 費用弁償

プロポーザル審査会に係る費用は、参加者負担とする。

1.4 結果の通知

本公募式プロポーザルの結果は、採用、不採用にかかわらず、後日、書面で通知する。

1.5 日程（予定）

- | | | |
|-----------------|----------------------|--------------|
| （1）参加表明書提出期限 | 令和8年（2026年） | 9月15日（火） |
| （2）質問受付期限 | 令和8年（2026年） | 9月15日（火） |
| （3）提案書等提出期限 | 令和8年（2026年） | 9月29日（火） |
| （4）プレゼンテーション | 令和8年（2026年） | 10月1日（木） |
| | ※時間・場所等、詳細については別途通知。 | |
| （5）プロポーザル事業者の決定 | 令和8年（2026年） | 10月2日（金）（予定） |
| （6）見積書徴取、業務委託契約 | 令和8年（2026年） | 10月7日（水）（予定） |
| （7）業務完了期限 | 令和9年（2027年） | 3月29日（月） |

1.6 その他留意事項

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）提案されたプロポーザル提案書は返却しない。
- （3）プロポーザル提案書等の作成及びこれらに係る附随作業の経費等は、提案者の負担とする。
- （4）参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。

- (5) プロポーザル提案の公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。
- (6) 契約の相手方が、必要な契約条件に合致しない場合、契約を行わないことがある。
この場合は、次点者と契約について協議することとする。
- (7) 県は受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「受託者の要件」に規定する参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことができる。